

定 款

一般社団法人長野県林業コンサルタント協会

一般社団法人長野県林業コンサルタント協会定款

(沿革) 平成23年 5月25日議決

平成27年 6月 1日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県林業コンサルタント協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、森林・林業に関する調査、研究及び知識の普及を行うとともに、県、市町村、森林組合等の行う林業経営の推進、農山村の活性化、地球温暖化対策並びに森林の保全等の林業技術に関する支援などの業務を行い、もって本県森林の整備及び林業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 林業技術向上のための調査及び研究事業
- (2) 林業技術に関する研修等知識の普及及び広報事業
- (3) 地球温暖化対策に関する調査及び研究事業
- (4) 路網整備、森林整備、環境緑化等に関する調査、測量設計及び監督補助業務などの技術支援事業
- (5) 治山、路網整備、森林整備、環境緑化、木材資源活用等に関する調査及び測量設計業務等の受託事業
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(協会の構成員)

第5条 協会は、協会の事業に賛同する団体であって、次条の規定により協会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その

承認を受けなければならない。

(出 資)

第7条 会員は、理事会の承認を得て出資することができる。

2 出資1口の額は1万円とする。

3 会員は、出資金についていかなる理由があっても、返還を請求することはできないものとする。

(退 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき。

(2) 解散したとき。

第4章 総 会

(構成及び種類)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

3 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必

要がある場合には臨時総会として開催する。

2 総会員の5分の1以上の会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 総会の招集は、総会の日々の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を会員に対して書面により通知して行うものとする。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた他の理事がこれに当たる。

(議 事)

第16条 総会においては、あらかじめ通知した議案に限り決議するものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから議長の指名する2名以上がこれに記名押印する。

第5章 役員

(役 員)

第20条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事及び1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、協会の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して協会の日常業務を執行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第27条 協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定

により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度額として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集は、理事会の日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項及びその他必要な事項を各理事及び各監事に対して書面により通知して行うものとする。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案に異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事が、これに記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第35条 協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 事業から生ずる収入

(3) 財産から生ずる収入

(4) 寄付金品

(5) その他の収入

(基本財産)

第36条 前条第1号の財産は、協会の基本財産とし、処分するときは、あらかじめ理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(財産の管理)

第37条 協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の定めるところによる。

(事業年度)

第38条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 協会の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しない場合、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 第1項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号、第2号及び第6号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第41条 協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 協会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 協会の公告方法は、電子公告とする。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 協会の業務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局に、協会の業務運営の企画に参画させるため、必要に応じ参与を置くことができる。

4 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

5 前項以外の職員は、理事長が任免する。

6 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の定めるところによる。

第11章 雑 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(附 則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は宮原毅とする。